

山梨県と富士通株式会社との包括連携協定締結式

日時 令和5年2月22日（水）15:00～

場所 防災新館401・402会議室

次 第

1 開 式

2 協定書署名

山梨県知事 長崎幸太郎

富士通株式会社 執行役員 SEVP Japan リージョン CEO 堤浩幸

3 写真撮影

4 長崎知事あいさつ

5 堤執行役員あいさつ

6 共同記者会見

7 閉 式

山梨県と富士通株式会社との包括連携に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と富士通株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の立地環境をはじめ県民のポテンシャルを最大限に開花させ、①DX リテラシーの向上、②人材交流の促進、③医療・健康、④防災、⑤産業など、多岐に渡る分野において、ローカル5Gなど高速情報基盤の普及を見据え、乙の有する革新的な情報処理技術・サービスにより行政課題を明確化するとともに効果的な施策を実施して課題を解決し、県民サービスの質を格段に向上させることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲乙は、前条の目的を達成するために、次の事項について連携し協力する。

- （1）DXを牽引する人材の育成に関すること
- （2）ワーケーションによる地域活性化及び地域課題の解決に関すること
- （3）電子版かかりつけ連携手帳を基軸とした各種の取り組みの推進に関すること
- （4）防災・減災のための情報収集・共有・発信体制の強靱化に関すること
- （5）脱炭素社会への挑戦（やまなしP2Gシステム及び県産グリーン水素の活用推進）に関すること
- （6）双方の知見を活用した男女共同参画・共生社会の推進に関すること
- （7）富士五湖自然首都圏の実現に関すること
- （8）デジタル田園都市国家構想推進に向けた取り組みに関すること
- （9）その他、社会課題の解決に向けた取り組みに関すること

2 甲乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

3 第1項各号に掲げる事項の実施に係る費用負担、情報管理、成果の取扱いその他具体的な事項については、甲乙間で協議の上、別途契約（以下「個別契約」という。）を締結して定めるものとする。なお、個別契約と本協定の内容に矛盾・抵触が生じた場合には、個別契約の定めが優先する。

（守秘義務）

第3条 甲乙は、本協定の締結および実施において知り得た秘密情報（第4条第1項に定義する。）を第三者に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（秘密情報）

第4条 本協定において秘密情報とは、本協定有効期間中、本協定に関連して甲乙が相手方から開示を受ける技術上または営業上の情報であって次の各号の一に該当するものをいう。

- （1）秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物または電子データにより開示される情報。
- （2）秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後10日以内に、当該情報の内容を書面にし、または電子データとして記録し、かつ、当該書面または電子データにおいて秘密である旨を明示して提供されたもの。

(協定内容の変更)

第5条 甲乙のいずれかが、本協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を書面にて行うものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれかから書面による特段の申し出がない限り、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解除予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。本協定が解除により効力を失ったときにおいて、本協定に基づき締結された個別契約については、当該個別契約上の義務の履行が完了するまで有効とし、引き続き本協定の定めが適用されるものとする。

(富士通 Japan 株式会社の参加)

第7条 乙は、本協定および個別契約の実施につき、富士通 Japan 株式会社を参加させることができるものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

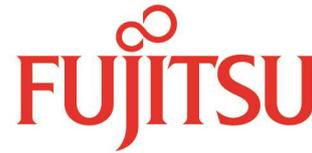
令和5年2月22日

甲 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県

山梨県知事

乙 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター
富士通株式会社

代表取締役社長 時田 隆仁 代理
執行役員 SEVP Japan リージョン CEO



2023年2月22日
山梨県
富士通株式会社

山梨県と富士通、県全域のDX推進に向けた包括協定を締結

デジタル活用による豊かさ共創とふるさと強靱化

山梨県(注1)と富士通株式会社(注2)(以下、富士通)は、人材育成、地域活性化、医療・健康、防災・減災などの幅広い分野において、最先端テクノロジーを活用したデジタルトランスフォーメーション(DX)による課題解決を共同で推進するとともに、それらを県下で牽引するDX人材を育成するため、2023年2月22日に包括連携協定を締結しました。

本協定に基づいて、両者は、山梨県が2040年までに目指す姿として掲げる理念である、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に向け、ワークショップの実施などによる県民のDXリテラシー向上や、地域活動を通じた新たな知見獲得、県全域でのワーケーション推進による人材交流や地域課題解決に取り組むDX人材の育成を進めることで県民サービスの質向上や地域活性化を目指します。

また、富士通Japan株式会社(注3)が提供し、県内の医療機関で多数の導入実績がある国内市場でトップシェアの電子カルテシステム(注4)と連携した電子版「かかりつけ連携手帳」(注5)の普及拡大と、富士通の防災ソリューションの活用による災害時の情報収集や共有、発信体制強化などに取り組めます。さらに山梨県が推進するP2Gシステム(注6)で製造された水素エネルギーの活用検討、一人ひとりが活躍できる男女共同参画・共生社会の推進、富士五湖自然首都圏フォーラム(注7)への参画、およびデジタル田園都市国家構想推進などに取り組めます。

今後も両者は、人材育成、地域活性化、医療・健康、防災・減災などの取り組みを通じて、国が進めるデジタル田園都市国家構想の実現とともに、必要な人に必要なサービスが届けられるデジタルデバイドのない公共サービスにより、豊かで持続可能な地域社会の実現に貢献していきます。

【商標について】

記載されている製品名などの固有名詞は、各社の商標または登録商標です。

【注釈】

(注1) 山梨県: 知事 長崎 幸太郎。

(注2) 富士通株式会社: 本社 東京都港区、代表取締役社長 時田 隆仁。

(注3) 富士通Japan株式会社: 本社 東京都港区、代表取締役社長: 砂田 敬之。

(注4) 国内市場でトップシェアの電子カルテシステム: 株式会社エムイー振興協会「医療機器システム白書2023」の「病院情報システム(HIS)稼働状況」による。

(注5) 電子版「かかりつけ連携手帳」:

「自分のスマホで」生涯を通じて切れ目の無い医療情報連携を可能するスマホアプリ。「重度心身障害者」の負担を減らす

ため、医療機関などの窓口での現金払いが不要となるなどの機能を持つ。「かかりつけ連携手帳」は、一般社団法人かかりつけ連携手帳推進協議会の商標です。

(注6) P2G システム: Power to Gas の略。再生可能エネルギーの電力と水からグリーン水素を製造する施設を含む総称。

(注7) 富士五湖自然首都圏フォーラム:

富士山の「世界文化遺産登録 10 周年」を契機として、「富士五湖地域」を、新たな時代に求められる「自然首都圏」へと発展させていくことをめざし、あらゆるステークホルダーの参加を募る、産官学労社広民の協働組織体。

以 上

《本件に関するお問い合わせ》

山梨県

知事政策局

電話: 055-223-1553

富士通株式会社

富士通コンタクトライン(総合窓口)

電話: 0120-933-200

受付時間: 9:00~12:00および13:00~17:30(土曜日・日曜日・祝日・富士通指定の休業日を除く)

お問い合わせフォーム

<https://contactline.jp.fujitsu.com/customform/csque04802/873532/>

《報道関係者お問い合わせ》

山梨県

知事政策局

電話: 055-223-1553

富士通株式会社

広報IR室

電話: 03-6252-2174(直通)